# 公　告

## 諸　事　項

### 建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年 12 月 10 日

北海道開発局長　岡部　和憲

1　処分をした年月日　平成26年11月20日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　丹羽建設株式会社　丹羽　幹典　北海道枝幸郡浜頓別町大通８丁目20番地　国土交通大臣許可（特―25）第25229号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年10月６日付けで建設業法第12条（同法第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

### 建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年 12 月 10 日

関東地方整備局長　越智　繁雄

1　処分をした年月日　平成26年11月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社成社　内藤　幸一　神奈川県横浜市神奈川区松本町６―43―３　国土交通大臣許可（般・特―23）第17181号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年10月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年 12 月 10 日

関東地方整備局長　越智　繁雄

1　処分をした年月日　平成26年11月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社エフジーケー　高野　一吉　埼玉県深谷市東方町３―33―１　国土交通大臣許可（般―23）第11405号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年10月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年 12 月 10 日

関東地方整備局長　越智　繁雄

1　処分をした年月日　平成26年11月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ティエスコミュニティー　前田　治彦　東京都千代田区鍛冶町２―５―５　国土交通大臣許可（般・特―24）第24709号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（ほ装工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年10月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年 12 月 10 日

関東地方整備局長　越智　繁雄

1　処分をした年月日　平成26年11月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　石川建設株式会社　石川　雅之　群馬県太田市浜町10―33　国土交通大臣許可（特―21）第2916号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年10月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年 12 月 10 日

関東地方整備局長　越智　繁雄

1　処分をした年月日　平成26年11月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社関東セキノ　関野　光俊　東京都台東区元浅草４―７―17　国土交通大臣許可（般―24）第17569号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（屋根工事業、板金工事業及び防水工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年10月20日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年 12 月 10 日

関東地方整備局長　越智　繁雄

1　処分をした年月日　平成26年11月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　太平洋マテリアル株式会社　加藤　　隆　東京都江東区青海２―４―24　国土交通大臣許可（般・特―23）第19206号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する一般建設業の許可並びに機械器具設置工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年10月20日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

### 相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

**平成２６年（家）第７０９４９号**

大阪市北区梅田３丁目３番20号
申立人　大阪信用保証協会
本籍大阪府寝屋川市大成町14番、最後の住所大阪府寝屋川市北大利町21番13号、死亡の場所大阪府寝屋川市、死亡年月日平成21年12月23日、出生の場所三重県度会郡南勢町、出生年月日昭和37年９月７日、職業不詳
被相続人　亡　元座　清信
事務所大阪市中央区北浜１丁目１番９号　ハウザー北浜ビル７階
相続財産管理人　弁護士　井口喜久治
大阪家庭裁判所

**平成２６年（家）第１６６８号**

東京都中野区本町２丁目46番１号
申立人　エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社
本籍鹿児島県指宿市山川利永507番地、最後の住所大阪府岸和田市額原町84番地の16エフォーレヒロ６―Ｂ号、死亡の場所大阪府岸和田市、死亡年月日平成25年５月20日、出生の場所鹿児島県揖宿郡今和泉村、出生年月日昭和12年３月10日、職業不詳
被相続人　亡　西田　修平
事務所大阪府岸和田市野田町１―14―10　泉州法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山本　和正
大阪家庭裁判所岸和田支部